

議会運営委員会

日 時 令和5年3月7日（火）午後 時 分～
場 所 全員協議会室

1 追加議案について

(1) 概 要 (別添)

2 3月9日の議事等について

(1) 議事日程

第1 一般質問

第2 第53号議案から第62号議案（提案理由説明、質疑、付託）

第3 第1号議案から第40号議案（質疑、予算特別委員会設置、付託）

第4 第41号議案から第52号議案（質疑、付託）

(2) 質疑

①質疑方式、回数（先例・申合せ）

○日程第2（追加提案）

- ・一問一答方式により、先に項目数を述べ1項目3回まで
- ・項目に制限はないが概ね3項目以内

○日程第3、第4（当初提案） ・一括方式により3回まで（通告制）

②質疑順序

○日程第3（第1号議案から第40号議案）

①_____ ②_____ ③_____

○日程第4（第41号議案から第52号議案）

①_____ ②_____ ③_____

(3) 付託先 付託表（その1）、（その2）のとおり

(4) 予算特別委員 予算特別委員会委員名簿のとおり

(5) 討論通告期限（3月13日表決分） 3月10日（金） 委員会終了時

○対象 第53号議案から第62号議案 補正予算10件

◎付託表、予算特別委員会委員名簿は議場に持参

【裏面に続く】

3 3月10日の会議予定について

(1) 10:00～ 予算特別委員会（正副委員長の互選）

10:30～ 3 常任委員会（議案審査等）

○対象 第53号議案から第62号議案（補正予算10件）等

4 3月13日の議事等について

(1) 議事日程

諸報告（予算特別委員会正副委員長名）

第1 第53号議案から第62号議案（委員長報告～表決）

第2 特別委員会の設置について

(2) 会議予定

① 10:00～ 3 常任委員会（委員長報告の確認）

<議運事前調整>

② 10:30（予定）～ 議会運営委員会

<会派会議>

③ 11:30（予定）～ 本会議（委員長報告～表決、特別委員会の設置）

④ 13:00（予定）～ 公共交通対策特別委員会・桂川・支川対策特別委員会
（正副委員長の互選、閉会中の継続審査申出）

⑤ 13:30（予定）～ 3 常任委員会（議案審査、閉会中の継続審査申出）

○対象 第41号議案から第52号議案（条例・その他議案）等

<予算特別委員会事前調整（予特正副委員長）>

5 請願について

○受理なし

6 陳情・要望について

- (1) 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書 <環境市民厚生常任委員会> ※意見陳述希望
- (2) 介護保険制度の改善を国に求める陳情書
<環境市民厚生常任委員会> ※意見陳述希望
- (3) すべてのこどもを対象とした京都府医療費無償化制度の早期実現を求める陳情書 <環境市民厚生常任委員会> ※意見陳述希望
- (4) 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書
<環境市民厚生常任委員会>
- (5) 会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書
<総務文教常任委員会>
- (6) 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情 <総務文教常任委員会>
- (7) 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情【別紙No.1】 <総務文教常任委員会>

7 議会運営委員会の行政視察

- 視察日程 4月24日(月)～28日(金)のうち2日間
- 調査事項 議会改革について(議会モニター等)
- 視察先候補 愛知県知立市議会、北名古屋市議会、犬山市議会
三重県四日市市議会

8 その他

- (1) 次回の議会運営委員会等
3月13日(月) 午前の常任委員会終了後 議運事前調整(正副議長・正副委員長)
10:30(予定)～ 議会運営委員会

(令和5年3月議会)

予算特別委員会委員名簿

(23名) 議席順

| | | | |
|---|---|----|---|
| 竹 | 内 | 博 | 士 |
| 大 | 西 | 陽 | 春 |
| 林 | | 徹 | 司 |
| 法 | 貴 | 隆 | 司 |
| 小 | 林 | | 仁 |
| 大 | 石 | 慶 | 明 |
| 土 | 岐 | | 新 |
| 片 | 山 | 輝 | 夫 |
| 富 | 谷 | 加都 | 子 |
| 大 | 塚 | 建 | 彦 |
| 浅 | 田 | 晴 | 彦 |
| 原 | 野 | 実生 | 子 |
| 山 | 木 | 裕 | 也 |
| 梅 | 本 | 靖 | 博 |
| 小 | 川 | 克 | 己 |
| 福 | 井 | 英 | 昭 |
| 三 | 上 | | 泉 |
| 山 | 本 | 由美 | 子 |
| 平 | 本 | 英 | 久 |
| 齊 | 藤 | 一 | 義 |
| 松 | 山 | 雅 | 行 |
| 木 | 村 | | 勲 |
| 西 | 口 | 純 | 生 |

令和5年2月17日受理

(郵送)

別紙 No.1

令和5年2月14日

亀岡市議会議長

~~福井英昭~~ 殿

菱田光紀

陳情者

京都府京都市山科区小野西浦 61

ライオンズマンション 102号

電話番号 090-3828-4017

高木実

庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情

陳情理由

近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、新聞、月刊誌等の各種メディアで報道されています（添付資料参照）

その中で、職員アンケートを実施した川崎市役所の実例が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙を、あまりに多くの管理職等の職員が購読している（させられている）ことに驚愕しました。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員が8割近くにのぼったというのは、極めて深刻な状況です。新聞報道によると、全国自治体でも川崎市と同様の事例がたくさんあるようです。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラなどあってはなりません。ところが、全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた（断れないので有料購読している）」という実情が報じられていることから、亀岡市役所においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールを今一度明確にすると共に、庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為は慎み、職員で読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消して頂きたい。

陳情項目

- ①住民の不安を解消するために、庁舎内管理規則に定められている禁止事項、庁舎内販売等の規則を遵守し、住民の大切な個人情報を預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が行われないようにしてください。
- ②政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、読みたい方は自宅を配達先として、住民に誤解を与えないようにする旨を職員に通達するなど指導を徹底して頂きたい。
- ③議員の皆様は、優位的な関係を背景にして、職員に政党機関紙を私費で購入するよう圧力をかけないようにする。
- ④職員が声をあげにくく問題が放置されてきた実情を踏まえ、庁舎内で勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態がないかを確認、調査する。（金沢市の事例参照）
- ⑤職員が議員による政党機関紙勧誘に「圧力を感じている」事実が明確ならば、それはパワハラにあたります。また、職員が勧誘を拒否したり、購読を辞めた場合、不当な嫌がらせを受けないか不安に思う職員もいるようです。声をあげにくい職員のために、職員の相談窓口を設置、あるいは明示するなどご対応頂きたい。